

W T O 農業交渉をめぐる情勢

平成 1 5 年 4 月

農 林 水 産 省

W T O 農 業 交 渉 の ス ケ ジ ュ ー ル

W T O 農 業 交 渉 は、本 年 3 月 末 ま で に 交 渉 の 大 枠 (モダリティ) を 確 立 す る と い う 期 限 が 守 ら れ な っ た が、今 後、各 国 と も 可 能 な 限 り 早 期 に モダリ ティ を 確 立 す る べ く 努 り す る 方 針。

W T O 農 業 交 渉		各 国 の 主 要 日 程	
2000年3月 2001年11月 2002年 3月～ 12月	WTO農業交渉開始 第4回閣僚会議(カタル)において、新ラウンド立上げ 輸出競争、市場アクセス、国内支持の3分野ごとに公式・非公式の交渉会合 WTO農業委員会議長が「概観ペーパー」を提示	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">米国</div> 新農業法成立(5月) 貿易促進権限法成立(8月)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">EU</div> 共通農業政策改革中間レビュー ↓ 合意目標(6月まで)
2003年 2月12日 2月14～16日 2月24～28日 3月18日 3月25～31日 9月10～14日	モダリティ1次案の提示 非公式ミニ閣僚会合(於:東京) 特別会合(モダリティ1次案の検討) モダリティ1次案改訂版の提示 特別会合 農業モダリティ確立ならず 第5回閣僚会議(メキシコ)		
2004年		大統領選(11月)	EU25カ国に拡大(5月) EU委員任期末(10月末)
2005年 1/1以前	W T O 農 業 交 渉 の 終 結 (全 分 野 包 括 一 括 受 諾)		

農業交渉のモダリティ

モダリティとは、農業交渉において、全ての品目及び加盟国に適用されるルールの大枠。

モダリティ確立に向けて、我が国は非貿易的関心事項を反映し、「品目毎の柔軟性」、「改革の継続性」、「輸出入国間のバランス」を主張。

モダリティ確立に向けた我が国の主張

品目毎の柔軟性：関税削減の UR 方式、国内支持削減の総合 AMS 方式等による品目ごとの柔軟性の確保

改革の継続性：国内支持の基本的枠組みの維持、特別セーフガードの拡充等による継続的な改革の円滑な推進

バランス：3分野（市場アクセス、国内支持、輸出競争）間のバランスの確保、輸出入国間の権利義務のリバランス

ウルグアイ・ラウンド農業合意の概要

分野	1995～2000年の6年間で加盟国が実施すべき義務
市場アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>関税を、平均で3.6%、最低1.5%削減</u> ・ <u>現行アクセス機会は維持・拡大、ミニマム・アクセスは3%から5%まで拡大</u>
国内支持	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「黄」の政策を、助成合計量（削減対象となる国内助成の総量）で平均20%削減</u> ・ 「緑」及び「青」の政策は、削減対象外として位置付け、それぞれ要件設定
輸出規律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削減約束が課される<u>輸出補助金</u>の要件を設定し、<u>財政支出額及び対象数量を、それぞれ3.6%、2.1%削減</u>
上記3分野共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>開発途上国への特別かつ異なる取扱いを規定</u>

W T O 農 業 交 渉 に お け る 各 国 の 主 張

米国・ケアンズ諸国（豪等17カ国）は、保護・助成の大幅・一律的な削減・撤廃を要求。

我が国・EU等は、非貿易的関心事項（食料安全保障、国土・環境保全等）に配慮し、農政改革の進捗に合わせた漸進的な保護の削減を主張。

開発途上国（約100カ国）は、先進国の市場開放を要求。開発途上国の理解、支持を得ていくことが極めて重要。

事 項		我が国	EU等フレンズ	米国	ケアンズ諸国	途上国	モダリティ1次案改訂版
市場アクセス	関 税	・漸進的削減・品目ごとの柔軟性 (UR方式)[日EU提案:最低15%、平均36%の引下げ]		・スイスフォーミュラによる大幅・一律削減 (5年間で全品目25%未満に)		・先進国は大幅・一律削減	・[5]年間で[90]%より高い関税は、平均[60]%,最低で[45]%削減など
	アクセス数量	・ルールの改善 (消費基準年の見直し、加重措置の解消)	・運用ルールの明確化 ・数量は基本的に現行水準	・一律拡大 (5年間で枠を20%拡大)	・一律拡大 (5年間で消費量の20%を上乗せ)	・先進国は大幅・一律拡大	・国内消費量の[10]%まで拡大、一部品目は代償措置により、[8]%まで拡大 ・基準期間の更新
	輸入国家貿易	・透明性強化 ・輸入国貿は食料安保に重要な役割	・透明性強化	・輸入独占を禁止	・更なる規律の強化	・途上国の輸入国貿の重要な役割について配慮	・更なる検討を行い、一定の規律
国内支持 (AMS)		・漸進的削減・品目ごとの柔軟性 (約束水準から総合AMS方式による引下げ) [日EU提案:約束水準から55%削減]		・大幅・一律削減 (5年間で農業生産額の5%まで削減)	・先進国は5年間で、途上国は9年間で撤廃 (初年度50%の削減)	・先進国は撤廃	・総合AMSを[5]年間で[60]%削減 ・品目別のAMSに上限
輸出規律	輸出補助金	・削減 [日EU提案:平均45%削減]		・5年間で撤廃	・3年間で撤廃	・直ちに撤廃	・一定の品目は6年目、残りは10年目に撤廃
	その他	・輸出規制の輸出税化・ 漸進的削減 ・輸出信用の削減	・輸出信用の削減 [EU提案:厳格な規律]	・緩やかな規律の作成 ・規律の強化や削減には反対	・厳格な規律の作成 ・規律に合致しない輸出信用の即時禁止	・途上国への特別な配慮	・輸出信用、食料援助について更なる検討を行い、一定の規律

(注1) フレンズ: 非貿易的関心事項フレンズ国(日本、EU、スイス、ノルウェー、韓国、モーリシャスの6カ国)。

(注2) 関税削減のUR方式: 全品目平均の引下げ率と、品目ごと最低の引下げ率を設定。毎年等量で削減。

(注3) 総合AMS方式: AMS(助成合計量 = 価格支持相当額 + 削減対象補助金額)を全品目の総計で削減する方式。

(注4) モダリティ1次案改訂版は、削減数値、実施年数等に関し、先進国を対象とした記述部分を抜粋。

市場アクセス（関税引下げ）

米国・ケアンズ諸国は、すべての関税のハーモナイゼーション（国別格差の圧縮・平準化）による大幅・一律削減を主張。

日本、EU等フレンズ諸国は、品目別の柔軟性を確保し得るUR方式を主張（約75か国が支持）。

日本・EU

- ・ウルグアイ・ラウンド方式により、全品目平均で36%、品目ごとに最低15%削減

米国

- ・ハーモナイゼーションによる大幅・一律削減（全品目を25%未満に削減＝スイス・フォーミュラ）
- ・将来的には関税撤廃

現実的、中庸

非現実的、極端



途上国

- ・先進国は大幅・一律削減
- ・途上国には特別の配慮

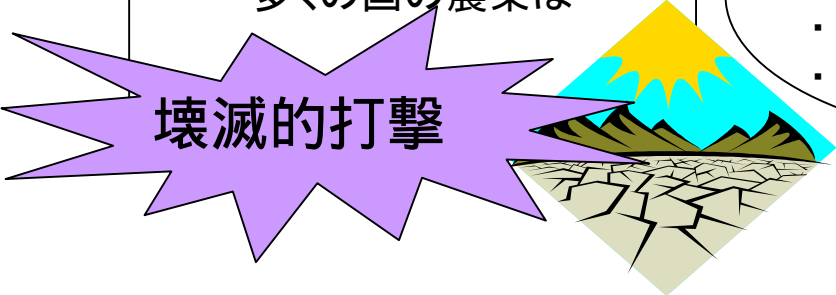
ケアンズ

- ・ハーモナイゼーションによる大幅・一律削減（全品目を25%未満に削減＝スイス・フォーミュラ）
- ・初年度50%引下げの前払い
- ・途上国は特別扱い

もし、関税が大幅・一律に削減されることになれば……

↓

条件に恵まれないアジアの多くの国の農業は



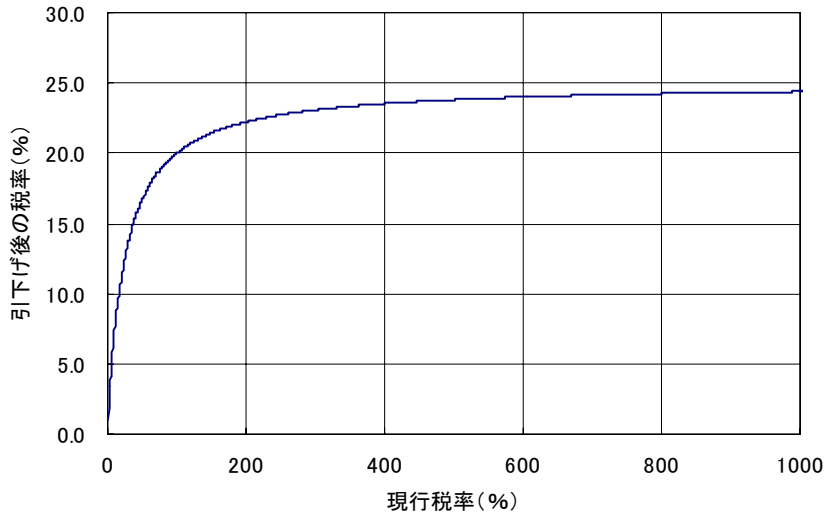
関税引下げに関する議論

米国やケアンズ諸国が主張するスイスフォーミュラとは、あらゆる品目の関税を一律25%未満に引き下げる算式。
 我が国・EU等が主張するUR方式は、関税の全品目平均引下げ率と品目毎の最低引下げ率を設定する方式であり、品目毎に関税率を調整することができるため、柔軟性を持たせることのできる算式。

スイス・フォーミュラ

(最高税率を25%とした場合の関税引下げ)

$$\text{引下げ後税率(\%)} = \frac{25\% \times \text{現行税率(\%)}}{25\% + \text{現行税率(\%)}}$$

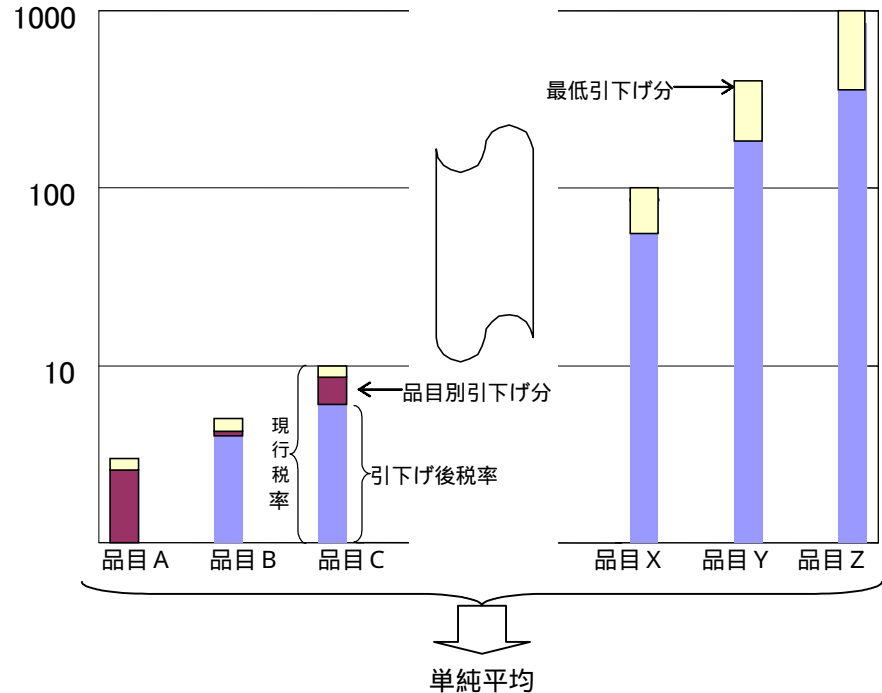


(注) 引き下げ後税率は必ず25%未満となる。

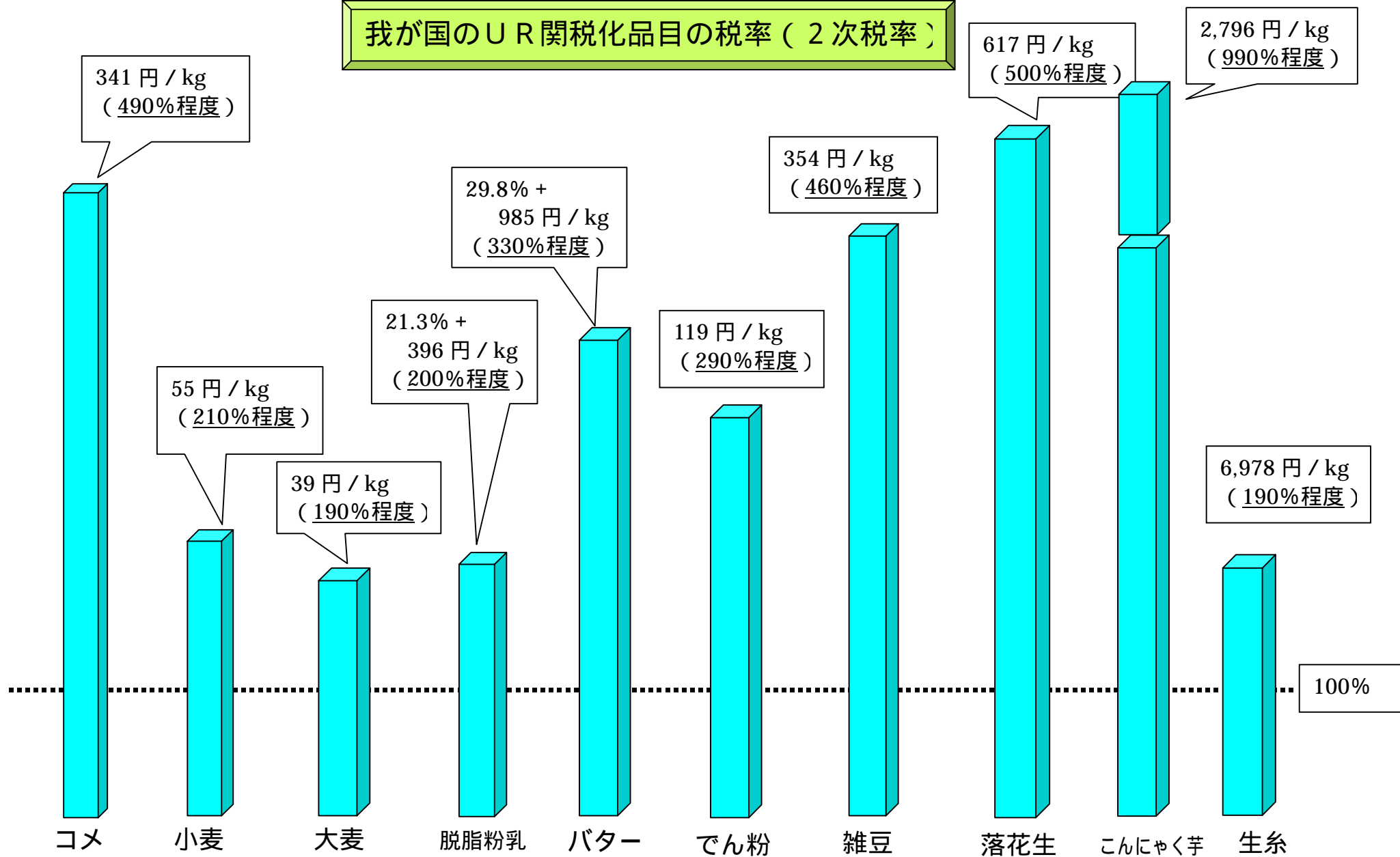
計算例)	現行税率	引下げ後
	10%	7.1%
	100%	20.0%
	1000%	24.4%

UR方式

- ・ 平均引下げ率の設定
- ・ 品目別の最低引下げ率の設定
- ・ 毎年等量の削減

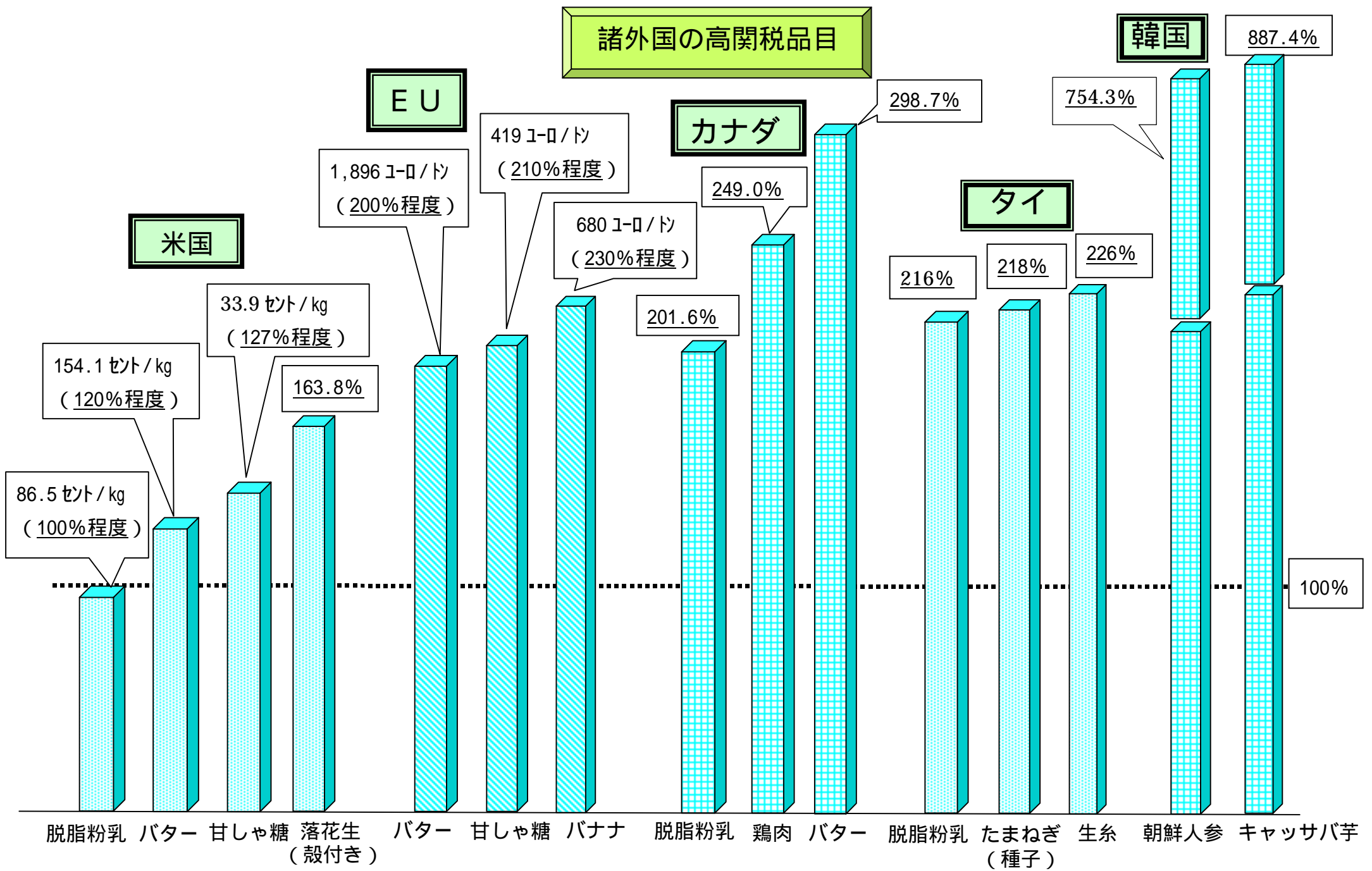


我が国のUR関税化品目の税率（2次税率）



コメのミニマムアクセスについては別途、輸入差益（マークアップ）：上限 292 円 / kg (420%程度)

注) 1 税率は2次税率(2000年協定税率)。
 2 棒グラフの高さ及び()の数値は2次税率の対平均輸入価格比率であり、1996~98年の平均輸入価格を元に試算。



注 1：税率は2000年協定税率。

2：()の数値は、2000年協定税率の対平均輸入価格比率であり、基準期間(1986~88年)の輸入価格を元に試算。

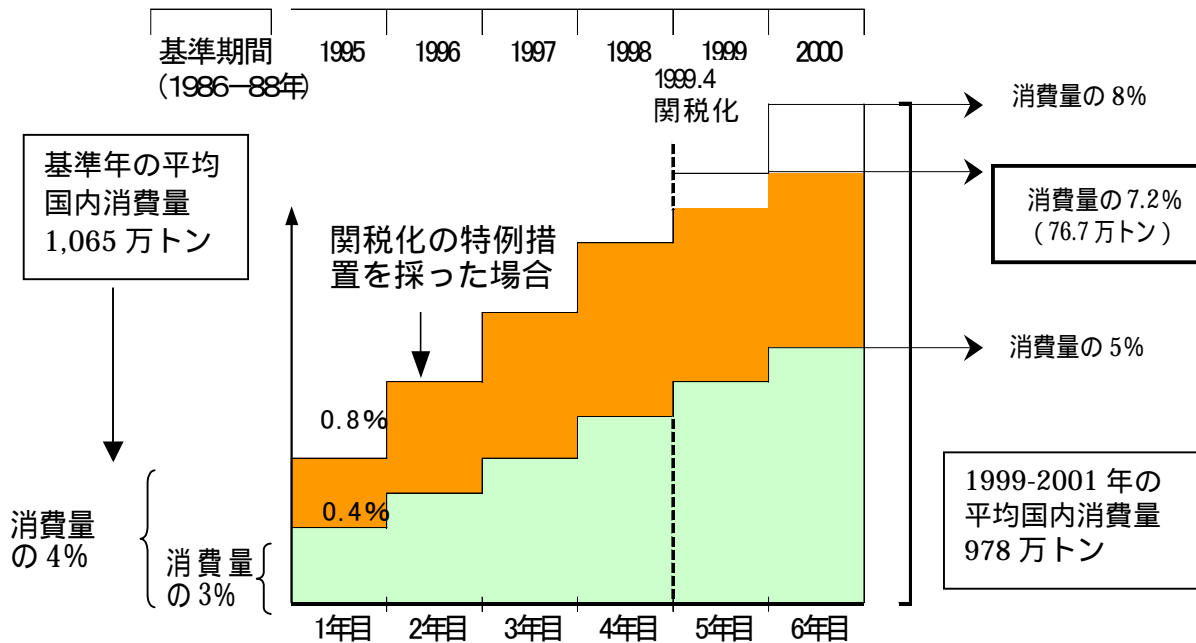
市場アクセス（ミニマム・アクセス）

コメについては、関税化が遅れたため、輸入義務数量（ミニマム・アクセス）は加重され、消費量の7.2%（一般は5%）

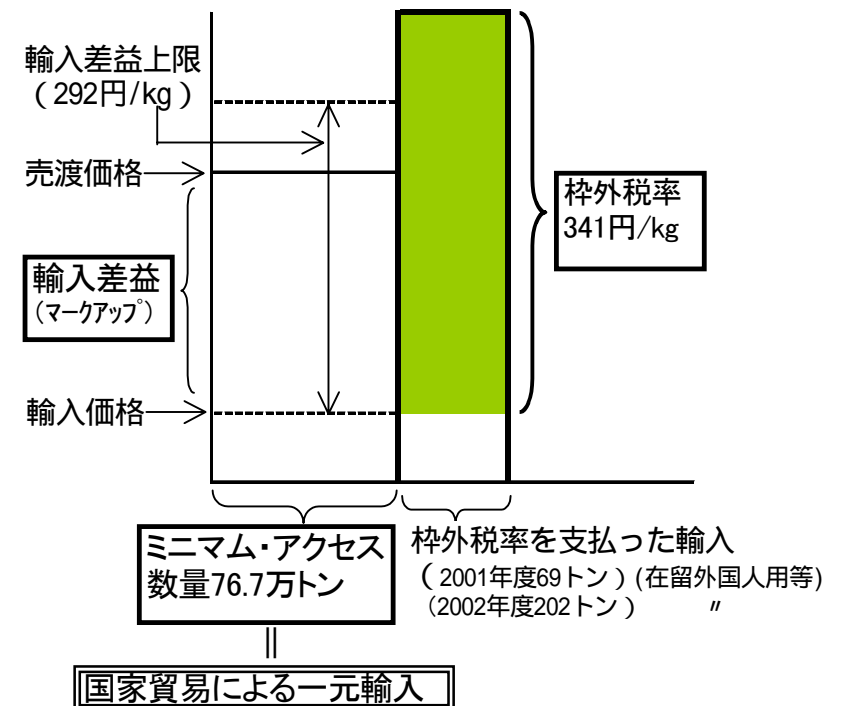
我が国は、国内消費量の変化に合わせたアクセス数量の見直し、加重されたアクセス数量の解消を主張。

コメについては、アクセス数量だけでなく、枠外税率、輸入差益（マークアップ） 一元的国家貿易体制からなる一体的・総合的な輸入システムの確保が重要。

コメのミニマム・アクセス数量



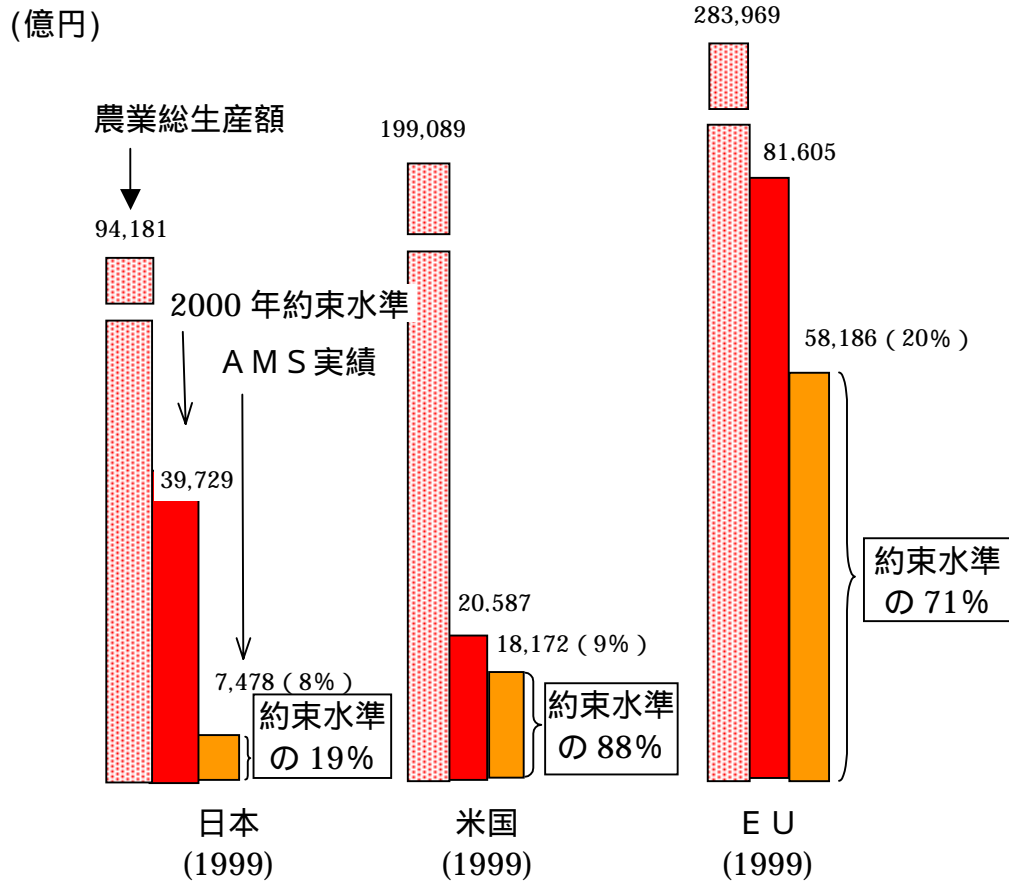
コメの輸入システム



国内支持

国内支持については、貿易・生産への影響がある施策は、「黄」の政策として位置付けられ、その削減が交渉課題。

AMS水準の各国比較



UR 農業合意 (国内支持)

政策	規律	施策の性格
「黄」	AMSとして削減	貿易・生産への影響がある施策 (価格支持、生産補助金等)
「青」	削減対象外	生産調整を伴う直接支払い (EUの直接支払い、我が国の稲作経営安定対策等)
「緑」	削減対象外	貿易や生産への影響がない施策 (試験研究、基盤整備等)

注: 黄の政策については、AMSとして、各国の1986-88年の実績を20%削減することとされた。

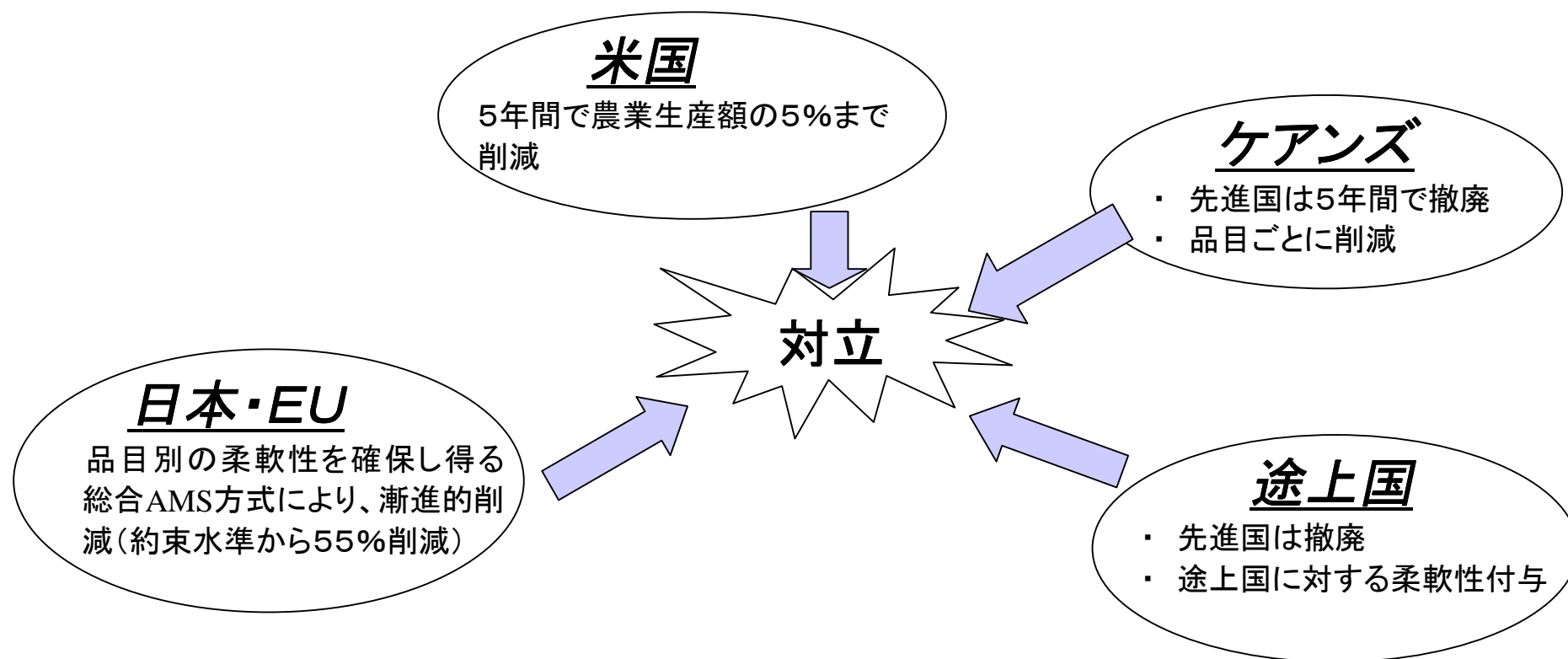
(注)
 助成合計量 (AMS): 価格支持相当額
 + 削減対象補助金額

総合AMS方式: AMSを全品目合計で削減する方式

注: () 内の数値は農業総生産額に占める割合

国内支持（助成合計量の削減）

米国・ケアンズ諸国は、「黄」の政策（助成合計量：AMS）の大幅な削減・撤廃を主張。
我が国・EU等フランス諸国は、品目ごとの柔軟性のある総合AMS方式による削減を主張。



輸出規律

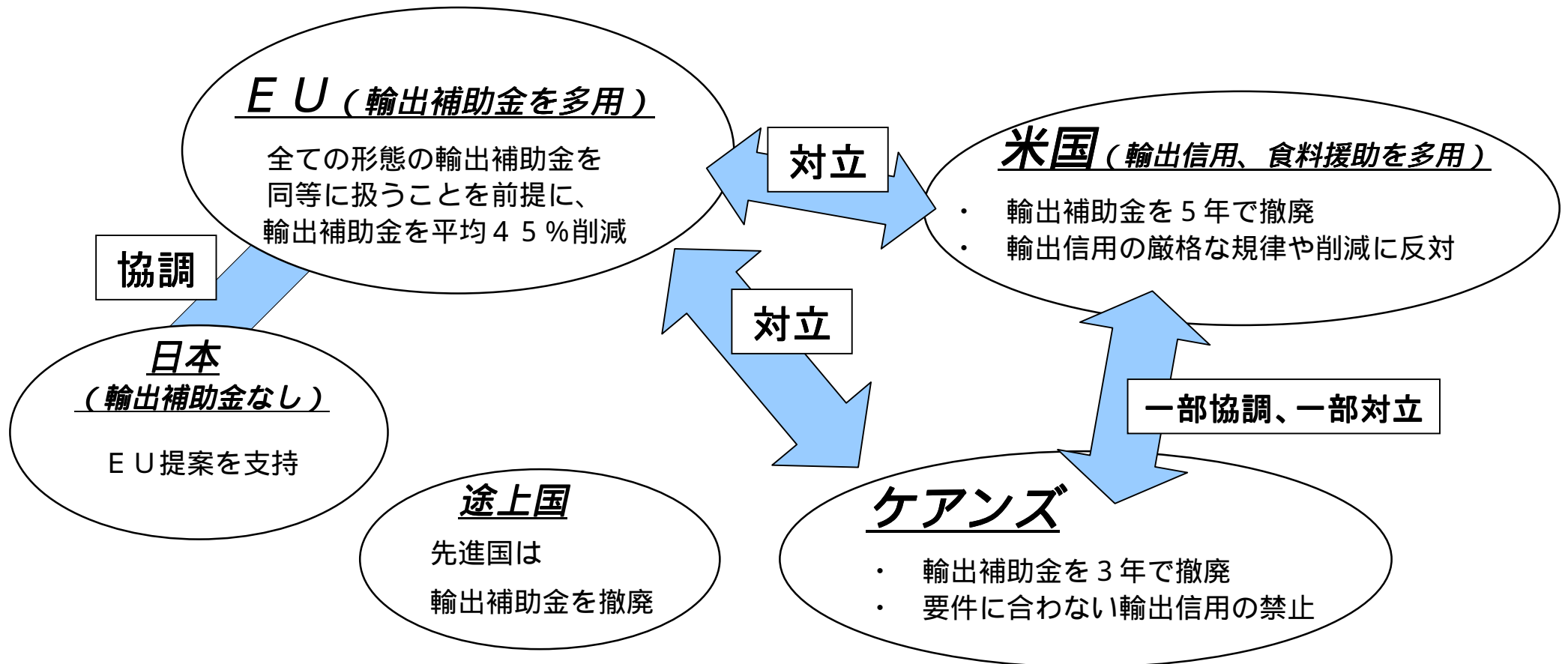
従来の輸出に関する規律は、輸入に関する規律に比べて著しく緩やか。
輸出規律には、E Uが多用する輸出補助金、米国が多用する輸出信用等がある。

項 目	主な実施国	支出額（百万 USドル）
輸出補助金	E U	5,588 (1999 年)
	米国	80 (1999 年)
輸出信用	米国	3,929 (1998 年)
	E U	1,254 (1998 年)
	豪州	1,553 (1998 年)
	カナダ	1,108 (1998 年)
食料援助	米国	1,210 (2001 年)
	E U	118 (2001 年)
輸出国家貿易	豪州（小麦・乳製品）	
	N Z（乳製品）	
	カナダ（小麦・大麦・乳製品）	
輸出税	インドネシア（98 年～：パーム油）、マレーシア（水産物、かんきつの一部等）、アルゼンチン（95 年～：大豆）、EU（95～96,97 年：小麦）	

注：輸出信用は、対象となっている融資保証や保険の契約の額面金額

輸出競争

米国・ケアンズ諸国は、「輸出補助金」の「撤廃」を主張。
我が国・EU等フレンズ諸国は、「全ての形態の輸出補助金」の「削減」を主張。
米国は、他国の主張する「輸出信用」や「食料援助」への厳格な規律の適用に反対。



開発途上国への対応

W T O加盟国の約3分の2を占める開発途上国は、先進国に対し、更なる市場開放、輸出補助金・国内支持の大幅削減を要求。

開発途上国へのミッション派遣等により、我が国の考え方に対する理解を得るように働きかけ。また、2003年度関税改正において、農水産物の一般特惠関税措置の拡充、L D C 特惠対象品目の追加を実施。

関係国への働きかけ

働きかけ方法	実施時期	働きかけ国数
ミッション派遣	2000～2002年	計36カ国 (延べ69回)
書簡送付	2001～2002年	計27カ国 (延べ50回)
		合計42カ国

2003年度関税改正

一般特惠関税措置の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物118品目を新たに追加 (従来対象農産物209品目) ・既存の対象農産物のうち、36品目の特惠税率の引下げ
L D C 特惠対象品目の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・農水産物198品目を追加 (従来対象農水産物335品目)

第4回N T C会議の開催(閣僚ベース)

開催時期	場 所	参加国
2002年6月	ローマ	途上国を含む54の国と地域

(参考1)

我が国の農政改革

我が国は、食料・農業・農村基本法(1999年制定)に基づき、食料自給率を45%に向上すること等を目標として掲げながら、農政改革を行ってきた。

コメについての食糧法の制定(1995年)、新たなコメ政策(1997年)をはじめ、各作物について価格政策を見直してきた。

これらの結果、我が国のAMSは2000年度約束水準の約19%まで縮減。

我が国の農政改革

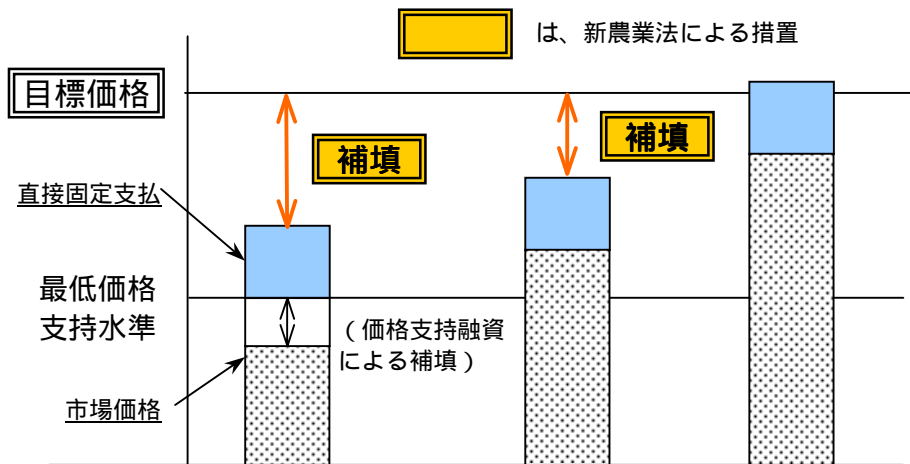
年	項目	概要
1993	ウルグアイラウンド農業合意	農産物の国境措置について原則関税化、貿易に悪影響を与える国内支持や輸出補助金の削減等を1995年より実施。
1995	食糧管理法を廃止 食糧法を制定	コメの無制限買入れ義務を廃止、政府買入れは備蓄用のみとし、政府米より自主流通米を米流通の主体とするなど、政府の役割を限定。
1997	新たなコメ政策大綱決定	政府の役割を備蓄の適正な運営に限定し、市場実勢をより反映した価格形成を促進するとともに、併せて稲作経営安定対策を導入。
1999	コメ関税化実施	関税化の例外としていたコメについて、1999年4月より関税化を実施。
	食料・農業・農村基本法制定	食料の安定供給の確保、多面的機能の十分な発揮、農業の持続的な発展、農村の振興等を理念とする新基本法の制定。
	新たな酪農・乳業政策大綱決定	市場実勢を反映した適切な価格形成を促進するための制度に移行。
2000	食料・農業・農村基本計画策定	食料自給率目標(平成22年度45%)の設定等。
2003	コメ改革大綱の決定 食糧法改正(予定)等	平成22年度におけるコメづくりのあるべき姿を目指し、需給調整対策、流通制度、関連施策などの包括的な改革を整合性を持って実行。

(参考2)

米国の国内政策

米国は、昨年5月、保護主義的な新農業法を成立させ、6年間で約520億ドル(6兆円余)の追加予算を投入する方針。これは、作物ごとに目標価格を設定して価格支持を行うものであり、WTO農業協定の方向性に逆行するものとして、諸外国から厳しく批判。

米国新農業法



米国の農業予算

(単位：億ドル)

	2001年	新農業法による追加額 (年平均)
農務省の農業予算額	642	86
価格・所得関連	221	63
うち直接支払い	41	
緊急農家支援	55	
価格支持融資等	85	
その他	421	23

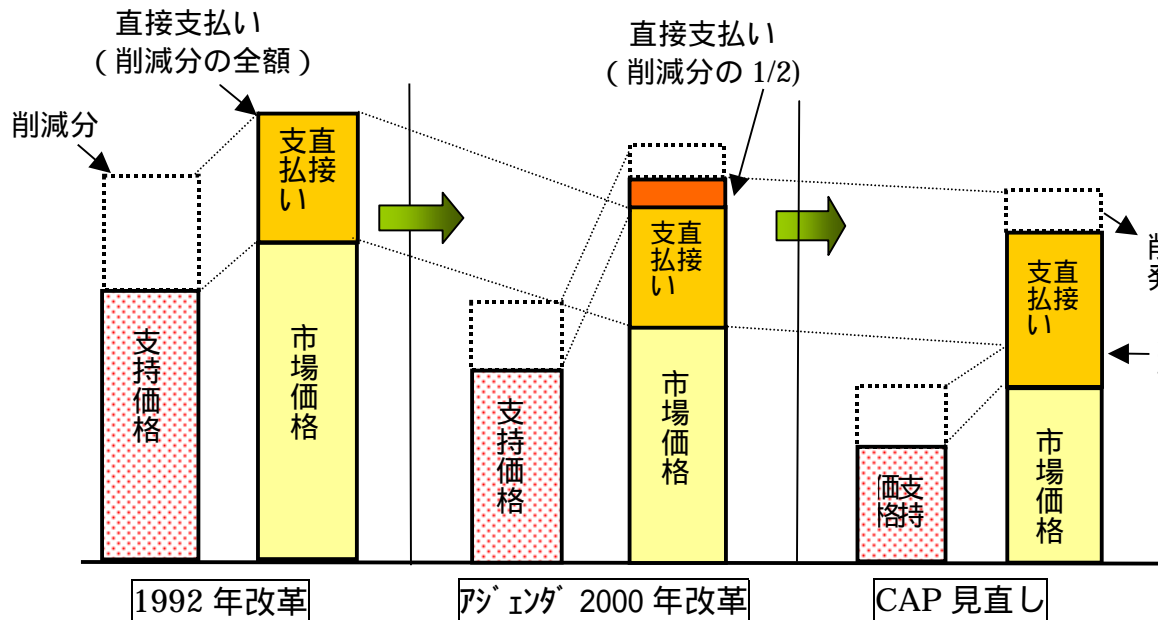
新農業法に基づき、2002年から6年間、年平均で86億ドルの追加支出が行われる見込み。

EUの農政改革の状況

EUは、共通農業政策(CAP)について、価格支持から「生産刺激的でない直接支払い」への切替え等を内容とする改革案を本年夏頃までに取りまとめる予定(CAP 中間見直し)。

実施している共通農業政策の改革

支持価格を引き下げ、その一部を農業者へ直接支払い



EUのCAP見直し案(2003年1月)

支持価格	<ul style="list-style-type: none">・ 更なる引下げ・ その一部を直接支払いに振り向け
直接支払い	<ul style="list-style-type: none">・ 生産要素との切離し(デカップリング)・ 段階的に削減し、農村開発・環境対策等に振り向け

「黄・青の政策」から「緑の政策」に移行

(参考 4)

モダリティ 1 次案改訂版の概要

- 注 1 : [] 内は数字の例示や選択肢を示すといった目的で使われている。
 注 2 : 途上国には、下記ではなく、特別かつ異なる待遇 (S&D) が適用される。
 また、後発開発途上国 (LDC) は削減約束を免除される。
 注 3 : 1 次案改訂版は途上国の関税削減率など一部の事項の修正がある他は、
 主要部分について 1 次案と変わらないものとなっている。

1 . 輸入アクセス

関税	<p>全農産物の単純平均により [5] 年間で以下の方式により削減。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [90] % より高い関税 : 平均 [60] %、最低 [45] % ・ [90] % 以下で [15] % より高い関税 : 平均 [50] %、最低 [35] % ・ [15] % 以下の関税 : 平均 [40] %、最低 [25] %
関税割当数量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終譲許の関税割当数量が国内消費量の [10] % に満たない場合には、同割合まで拡大。 ・ 関税割当対象品目の 1/4 を上限とし、同数の品目について数量を [12] % に拡大する条件で、一部品目の数量拡大を [8] % に止めることが可能。 ・ 最新の国内消費量は 1999-2001 年又は最新の 3 カ年平均。 ・ 関税割当数量の拡大は [5] 年間で毎年等量に実施。
特別セーフガード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進国に対しては適用を [更なる関税削減の実施期間の終了時に] [更なる関税削減の実施期間の終了後の [2] 年後に] 停止。

2 . 輸出競争

輸出補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる全農産物の最終譲許金額の最低 [50] % に至るまで積み上げた農産物の各品目は 6 年目の初めに撤廃、残りの品目は 10 年目の初めに撤廃。
輸食出料信用援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更なる検討。

3 . 国内支持

緑の政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の改定を条件として、現在の規定を維持。
青の政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ [直近の通報水準で上限を設け、その水準で譲許した上で、毎年等量で 5 年間に [50] % 削減] [現行の総合 AMS に算入]
黄の政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合 AMS により毎年等量で [5] 年間で [60] % 削減。 ・ 品目別の AMS は、1999-2001 年平均の水準を上回らないこととする。
デミニミス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進国の現行 5% のデミニミスは、[5] 年間で毎年 [0.5] % ずつ削減。

4 . 後発開発途上国

<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進国は、後発開発途上国からの全輸入に対して無税・無枠を供与 [するよう努める] [する義務を負う]。
